

議事日程(第2号)

平成22年9月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 認定第2号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第3号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第4号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第5号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第6号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第7号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第8号 平成21年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第9号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第10号 平成21年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第43号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第44号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第45号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第46号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第47号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第48号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第49号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 認定第2号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第3号 平成21年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第4号 平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につ

いて

日程第5 認定第5号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について

日程第6 認定第6号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につ

いて

日程第7 認定第7号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について

日程第8 認定第8号 平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について

日程第9 認定第9号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について

日程第10 認定第10号 平成21年度高鍋町水道事業会計決算について

日程第11 議案第43号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第44号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第45号 平成22年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第46号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第47号 平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第48号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第49号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員（2名）

6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
-----------	-----------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 老岐 昌敏君	事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	原田 博樹君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	森 俊彦君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

日程第10. 認定第10号

日程第11. 議案第43号

日程第12. 議案第44号

日程第13. 議案第45号

日程第14. 議案第46号

日程第15. 議案第47号

日程第16. 議案第48号

日程第17. 議案第49号

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第17、議案第49号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上17件一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、認定第1号平成21年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。昨年から取り入れられた写真やグラフなどの記載により、より一層内容が見やすくなってきたと思います。第4次高鍋町総合計画の体系に沿った記載のようですが、できればその間に行財政改革による主要な成果が見られるものについては、体系的にグラフ化もしくは文章化することによって、より一層見やすく財政についての執行部の考え方が明らかにされると考えます。

その観点から、総括的な質疑を行っていきたいと思います。成果報告書を見る限り、以前の状況を打開し一歩でも前進できたという観点からすると、まだまだだと考えます。地方分権法のもと、地方自治体に与えられた権限は非常に大きいと考えますが、財政については非常に国頼みと言えます。歳入についても、国が支出先をきめたものを配分するだけとか、一定のルールに従って条件を満たすものを認めるという、江戸時代と見間違うような配分です。

しかし、その中であって執行部は全力を傾注し、できるだけ満額を取得するための努力をした跡が見えます。これは大いに評価したいものです。

そこでお伺いします。国が提示した地域活性化資金について、どのような方向性で財政に乗せたのか。また、それで不足する金額については、どのように算定してきたのかお伺いします。

その中で町民税など、みずからが歳入、いわゆる自主財源とするべきところの減額がありますが、どのような要因でこのような結果となったのかお伺いします。

退職者の増加の中で、新しく雇用する人数を減らしてきたと、町長は再三述べておられますけれども、住民サービスに支障は来さなかったのか。どのように評価してきたのか。また、公立保育所や学校給食の委託によって、保育士や給食調理員の一般事務への変更はスムーズに動いてきたのか。どのような評価、成果が見られるのかお伺いします。

文化の香り高いまちづくりでは、美術館の存在そのものが文化の象徴とされているところが、一部の方々には存在するようですが、特別展、企画展など館長などの人脈によるものも既に限界かと思うのですが、入館者の数などからしての成果はどうだったのかお伺いします。

高鍋町は狭くて、でこぼこの道が多いと住民は感じています。大きな道路をつくるより、住民の生活道路の改善にもっと予算を使ってほしいとの要望がありますが、この問題に対してどのような対応ができてきたのか。また、地域の皆さんへでこぼこ解消のために教えてほしいとのアピールもありますが、どのような成果が見られたのかお伺いしたいと思います。

健康、文化のまちづくりでは、社会福祉協議会への助成があります。社会福祉全体から考えて少ない金額で大きな成果をと考えたとき、平成20年と比較してそのような成果が見られたのかお伺いします。そのことによって、どのような展望を期待しているのかも伺いしたいと思います。

不納欠損額については、監査意見書にも列記されていますが、固定資産税の不納欠損について、死亡、財産なしの事由があるが、それではなぜ財産がない人や死亡による債務相続など把握できなかったのか。その原因はどこにあるのか。その事由及び内容については、詳細について把握していると思うが、どのような調査を行ってきたのか、精査してきたことを報告していただきたいと思います。

保育料の収入未済額については、公立保育園廃止後はどのように対応してきたのか、考え方を示していただきたいと思います。

町債について、借りかえなどの成果はあったのか。また、利子を少しでも減らす工夫をどのように対応してきたのかお伺いします。

保育料、住宅使用料について、不納欠損処理をしなかった理由及び考え方を述べていただきたい。

路線バス維持のための補助金が大きなウェイトを占めていますが、路線バスよりも町独自の交通手段確保の道は探ってこられたのか。その成果はなかったのかお伺いします。

食糧費の問題が取りざたされて以降、少なくなっていたが増加している事由及び増加して成果として何が得られたのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、地域活性化資金についてであります。平成21年度は総額約2億5,000万円の事業を実施しております。戸籍電算化を初め小中学校校舎防水工事など、以前からの懸案であった事業に取り組んだところであります。補助率は10分の10で、継ぎ足す一般財源ができるだけ少なくなるよう、事業費の調整に努めたところであります。

次に、町民税等の減額の要因についてであります。町民税については、その算定基礎となる所得の落ち込み、固定資産税については3年に1度行う評価がえに伴うもの、たばこ税については、たばこ消費本数の減によるものが主な要因であります。

次に、職員数の減少により住民サービスに支障は来さなかったかについてであります。団塊の世代と呼ばれる世代の職員の大量退職後の不補充、第5次高鍋町行財政改革大綱に基づく町立保育園2園の民間移譲及び小学校給食調理業務の民間委託を行ったことなどにより、平成20年4月1日には187人であった職員数が、3年間で退職者が30人、採用者が6人で24人減となり、平成22年4月現在では、163人となっております。

またこの間、職員数の減少や地方分権に伴う事務量の増加に対応できる効率的で効果的な行政組織の再編や職員の意識改革及び人材育成を目的とした組織機構の見直しを行うとともに、年度末及び年度初めに窓口業務時間の延長や総合案内所の開設を行うなど、住民サービスの向上に努めてきたところであります。

こうした行財政改革の取り組み、とりわけ退職者不補充による人件費の削減が町財政の改善に寄与しているものと考えております。

次に、保育士や給食調理員の一般事務への変更はスムーズに動いてきたのかについてで

ありますが、平成21年4月1日から小学校給食調理業務の民間委託により、学校給食調理員を7人、保育園の民間移譲により保育士4人をそれぞれ一般行政への職種変更等を行ったところがございます。職種変更を行うに当たり、事前に職場体験研修やパソコン研修等を実施するとともに、職員本人の異動希望や健康状態等を把握しながら、適材適所の配置を行ったところであります。現在、職種変更を行った職員につきましても、職場に適用し、日々業務に精励しているところであります。

次に、社会福祉協議会への助成の成果についてでございますが、社会福祉協議会の特徴的な事業でございますが、地区の底力という地区に出向かれての事業が行われております。この事業は、住民みずからが地域の課題を洗い出し、地域福祉への意識を高め活動する事業で、高齢者等の支え合いマップを作成し情報を共有化することで、地域の住民それぞれが助け合う体制を整えられるなど、地域福祉活動が活性化するなどの効果があらわれております。また、介護部分におきましても、地域に出向かれてのなじみの会という教室が実施されております。今後とも社会福祉協議会が、地域に出向かれての事業を実施されることにより、住民が福祉について学ぶとともに、相互の交流を深め孤独感を解消することで、地域住民が手と手を取り合って、町民が主役となった自助共助の福祉のまちづくりに貢献していただくよう期待しております。

次に、町独自の交通手段確保の道は探られたのかについてでございますが、現在、めいりんの湯を拠点とした町内巡回バスを運行しております。さらに、町独自のコミュニティーバスを運行することは、財源的に厳しいと考えておりますので、高鍋西都間の廃止路線代替バスの運行見直しにより財源確保を図ったうえで、町内巡回バス等の移動手段確保について総合的に見直しを行いたいと考えているところであります。その他の質疑につきましては、事務的なことであるので、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 美術館事業の成果についてでございますが、平成21年度の入館者数は、展示室、多目的ホール等の利用者を含めて2万5,613名となっております。ここ5年間では、平成18年のジュディオン版画展のように予算をかけ大々的に広告を出しましたが、その作品展を開催した年度は3万7,509人で最も多く、ほかの年度は2万6,000人程度となっております。

入館者の数は予算をかけた特別展で大きく左右されますが、21年度開催した池田満寿夫展は観覧者数は1,580名で宣伝不足が要因だと考えております。

その他、企画展を10回開催しておりますが、増田常德展、入館者数は1,182名、東村アキコ漫画原画展、入館者数1,093名などは、館長の人脈をもとに少ない経費で開催したものであります。また、西都児湯の子供たちによる絵画展、公募展や高鍋高校美術・書道作品展などは、参加者や観覧者は増加しているとは言えませんが、地域に根差した展覧会を開催することで、文化教育の推進や芸術文化の振興に寄与できたと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。生活道路の改善についてでございますけれども、現在実施している大きいと言われる道路改良は、今年度完了予定の都市計画道路小丸川田線だけでございます。数年前より単独事業で予定しておりました生活道路の改良工事を補助事業を取り入れ事業を進めているところでございます。

また、補修箇所改修につきましては、住民の方から通報で職員が現場に行き、職員でできるところは即対応しているところでございます。現在、職員がパトロールを行っておりますが、町内すべてを把握することは難しく、住民の方からの通報により早めの対応ができ、事故防止の観点からも非常に感謝しているところでございます。

次に、住宅使用料の不納欠損処理をしなかった理由についてでございますけれども、今回は未納者の方に誓約書にて納付の約束をいただいておりますので、不納欠損処理を行いませんでした。

また、不納欠損処理の考え方につきましては、滞納者が死亡したり、住所不明や転出、転居済みで徴収できず、また連帯保証人にも支払能力がないと判断したとき、民法上の時効5年以上を経過したものについて、不納欠損を行っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 固定資産の不納欠損につきまして、その内容等の把握ができなかったのかという御質疑でございます。

既に滞納に係る資産が人手に渡っておりましたり、相続された方がおられましても、すでに競売にかかっている差し押さえしても換価できなかったり、その方に財産がなかったりという場合もございます。

ですから、財産の有無や相続関係が把握できなかったというわけではなくて、むしろ執行停止とか不納欠損に該当したこと、そのこと自体が財産のないことが確認できて、相続関係の実態が把握できた結果というふうに考えていただいてもよろしいかと思います。

それから、どのような調査をとる御質疑ですけれども、官公署や金融機関それから勤務先、取引先などに対しまして、滞納者の担税能力や財産等のありなし、それから財産の換価価値、権利関係等の調査、また戸籍を取得しまして相続状況の調査なども行っております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。2点御質疑をいただいたと思いますが、1点目、保育料の収入未済額について、公立保育園廃止後はどのように対応してきたのかという御質疑でございますが、これにつきましては、保育料の収入未済額、公立、私立を問わずに健康福祉課職員及び嘱託員によって保育料の徴収業務を行っております。民間移譲されました保育園の保育料につきましても、職員及び嘱託員で徴収しております。

これは基本的な考え方といたしましては、地方自治法243条にもありますとおり、私

人の公金取り扱いの原則というのがございまして、これに基づいて今のところ現行どおりの徴収体制で行っているというのが現在でございます。

ただ、平成17年に児童福祉法が改正をされまして、第56条第4項でございますけれども、収入の確保及び本人またはその扶養義務者の便益に寄与すると認められる場合に限り、政令に定めるところにより私人に委託することができるという改正条項がございます。

そういうことから、徴収のあり方につきましては、関係業務と検討を行いながら、収納率向上のために努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから2点目、保育料について不納欠損処理をなぜしなかったかということの理由でございますけれども、保育料の不納欠損につきましては、平成20年度に処理を行ったことで、大幅に整理をされたものというふうに考えております。

現在は納付相談を行いながら、債務承認をしていただき、時効が中断していることもありまして、昨年度につきましては実施をいたしてないのが現状でございます。

今後も適正に処理が行えるよう、収納処理の適正化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。町債について、借りかえなどの成果はあったのか、また利子を少しでも減らす工夫をしたのかということですが、21年度につきましては、年利6%以上の借入金が2件ございまして、無利子の県貸付金への借りかえを行っております。この利息分で約25万円の利息が軽減されております。

また、借りる際の縁故債につきましては、町内の金融機関から見積もりを徴収いたしまして、利息の一番安いところと借り入れするというところで、利息の節減に努めているところでございます。

次に、食糧費が増加している理由ですけれども、まず数点ございますが、昨年防災備蓄倉庫が完成したことに伴いまして、非常用食糧を購入しております。それと企業誘致、キャンプ誘致活動に行きましたときの土産物代、それと衆議院選挙がございましたときの投票におきます弁当代、それと米沢市からの小学生が交流訪問ということで昨年来られましたが、その食糧費ということで、この4件がすべて20年度と比べてふえたということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。町長は公平で公正な町政をといつも言ってらっしゃるんですけども、それでは一般会計から国民健康保険や下水道整備について町が拠出している金額について、享受する世帯数から考えてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

先ほど答弁で、職員数が減少しても住民サービスに影響が出ないように町政運営を行っているとの答弁がありましたけれども、それでは住民目線からすると、職員数は少なくても運営できるのではないかと懸念材料が出る可能性があります。職員減少部分は、どの

ように補ってきたのか。その成果の答弁を求めたいと思います。

住宅使用料未済については、保証人がいるが定期的な保証人についての確認はなされてきたのか。例えば、保証人が町外、県外に転居している場合、支払いが困難と考えますが、慣例ではどのような対応しているのかお伺いしたいと思います。

保育料については、児童福祉法などでの規制がありましたけれども、先ほども答弁にありましたように、これは私人での徴収も可能ということでもありますので、民間分徴収については、私が以前から提案している徴収嘱託員の費用負担の件については、どのような判断を行っているのか、きたのかお伺いしたいと思います。

固定資産税の問題でも同じと考えます。固定資産が存在するからこそ税が発生するわけで、担保物件としてあっても債権者協議を行い、一分回収できる手立てを打つことができなかったのかということが、納税者から見ると非常に説明が求められるところであると思います。

そして、地区の底力とか先ほど社会福祉協議会の答弁で、地区の底力とかなじみの会など、社会福祉協議会、福祉ネットワーク、これが84自治公民館の中で、平成20年度よりどのぐらい進展してきたのか。どのぐらい発展してきたのか。そして、その社会福祉協議会の福祉を享受できる住民はどのぐらいふえてきているのか。私はそのことをお答え願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、公平で公正な町政についてであります。一般会計が特別会計に繰り出すべき定義については、基本的に国の地方財政計画等において繰り出し基準が示されており、それぞれの会計ごとに制度の趣旨及び実態に即しながら、適切な運営が図られるよう指導されております。

国保会計の対象世帯は約3,900世帯、下水道会計は約3,200世帯となっております。繰り出し金はそれぞれの特別会計の制度に沿って繰り出しますので、単純に享受する世帯数の多さにより算定しているわけではありません。繰り出しに当たりましては、さまざまな条件を総合的に勘案して、それぞれに見合った繰り出し額を決定しておりますので、公平で公正な町政の趣旨に反するものとは考えておりません。

次に、職員の減少部分はどうのように補ってきたのかであります。職員は高鍋町人材育成基本方針に基づき、各種の職員研修を実施することによる能力開発及び資質向上で減少部分を補える、また町民の期待にこたえられる職員を育成してきたところであります。

また、国・県の権限移譲等に伴う業務の増大により、職員の資質向上にはおのずと限界があることから、町民の皆様の御協力が不可欠であると考えております。現在では、町民の皆様方には多大な御協力を賜っておりますが、協働のまちづくりの観点から、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

つけ加えて申し上げますが、本当に一般業務につきましては今言ったとおりでございます。

す。しかしながら、今度口蹄疫等がございまして、大変川南町が主力が要ったものですから、うちの職員等が大変足りずに議会の皆様、それから町民の皆様もいろいろとお手伝いをいただきましたが、そういうことになりますと、災害時には町の職員だけでは完全にいろいろな任務が遂行できるとは考えておりません。だから、さっきから申しますように、議会それから町民の皆様と一緒にあって、その対策に当たらなければならないと私は思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

その他の質疑につきましては、事務的なことでありますので、担当課長より答弁をさせます。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。住宅使用料収入未済についての定期的な保証人の確認についてでございますけれども、連帯保証人につきましては、2人の保証人をお願いし、1人の方につきましては、町内在住が条件となっております。

毎年、住宅使用者に対しましては、収入証明書及び保証人の変更、例えば保証人の死亡とか、保証人を変更する場合などに連帯保証人の変更届けを提出していただいておりますので、保証人の確認は行っております。

また、連帯保証人の方には滞納者へ納付をしていただくよう、納付指導依頼書を送付し、滞納者の納付をお願いしていただいているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。保育料の徴収業務、町で嘱託職員を雇用して徴収業務に当たっておりますけれども、その費用の負担を私立保育園等に求めたらどうなのかという御質疑でございますが、徴収嘱託員の費用負担の件につきましては、児童福祉法に基づき設置されました保育所、それからその他の児童福祉施設を利用する費用は、児童福祉法第56条第3項で、保育費用を支弁した市町村長が徴収することになっております。言いかえますと、支弁した市長村長しか保育料を徴収できないということがございます。

先ほどの質疑の中で説明申し上げましたが、徴収を委託することができるということを先ほど答弁として申し上げましたが、これにつきましては、児童福祉法の規定がございしますので、保育料の徴収についての、失礼しました。先ほどの説明のとおり、保育料の徴収については、委託はできるけれども、保育料の徴収について民間の保育園から負担金を徴収して、逆に保育園からお金をもらって徴収嘱託員の雇用費用を肩がわりして徴収に当たるということではできないというふうに考えているところでございます。

それから、社協の事業実績についてのお尋ねがございましたが、介護予防関係ではつらつ教室、またなじみの会等を行っておりますが、はつらつ教室につきましては、平成20年度に比較いたしますと411名ほど利用者がふえております。ただ、なじみの会、これは地区に出向いて地域のボランティア活動をいただきながら、その指導者の育成等にも当たっていくという活動でございますが、これは平成21年度7地区実施をいたしてお

りますが、残念ながら利用者数につきましては減少をいたしております。

そのほか高齢者等の相談支援事業等でございますけれども、これにつきましては、平成20年度に比較しまして200件余り増加をいたしております。

それから、地区の底力の御質疑がございましたが、これは平成20年度から実施をいたしております、地区のうち2地区ほどモデル的に選定をいたしまして、専門家に中に入っただいて、いろんな指導をしていただいているということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 税務課長。担保物件になっていても、債権者協議などを行って回収できる手立てはできなかったかという御質疑だろうと思います。特例ですけれども、可能なものでそれができる場合というのは、これまでも取り組んできております。ただ、大半の案件がそうなんですけれども、競売とか公売等になりました場合には、法的に抵当権差し押さえ、交付要求等の順番によって配当が決まってしまう。ですので、別段に協議というものができなくなっております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。先ほど町長は、職員数の減少のところ、住民の皆さんに大変御協力をいただいたと答弁をされましたけれども、具体的にはどのようなことで住民の皆さんに協力をしていただいたとお感じになっていらっしゃるのか。そして、住民サービスの点で努力をしていらっしゃることは、1問目の質疑の中でお答えになりましたけれども、2問目の質問の中で、やはり協働のまちづくりということで住民の皆さんからも御協力をいただいたということですので、そのことについてどういうところでどういふうに具体的に協力をしていただいて、町の住民サービスが低下しなかったのかということをお伝えいただければと思います。

それから、先ほどから保育料についての徴収嘱託員の問題、私は先ほど徴収嘱託員を私人で雇っていいということを言ったつもりはないんです。確かに公的なところがしっかりと徴収をするということは、これはもう義務づけられていること。法で定められていることなんです。ただし、その法の中には、そういう徴収嘱託員の費用を負担してもらってはいけないと、公がしっかりと徴収することはうたわれておりますけれども、そういったところから、あなたのところは保育料がこれだけ滞納してるんだから、これだけであれば負担をしていただきたいということを言ったらいけないと、法のどこにも規定されていないんです。公が責任をもって徴収嘱託事務をするということは、これはもう当然なことなんです。ただし、その公のところ徴収嘱託員を雇ってすることに当たって、その嘱託員の一部を負担してほしいと、それを言ったらいけないということは法のどこにも書いてないんです、規定には。

だから、そういうことを考えたときに、これは私は以前から申し上げていると思うんですけども、公立保育園がなくなれば、当然住民の皆さんからすれば、そういう法があっ

たとしても、公が徴収しなければならないということがあったにしても、私は非常に住民目線から考えると、おかしな方向だというふうになると思うんです。保育所が高鍋町の公立保育所がないにもかかわらず、保育料を高鍋町の税金で徴収しなければならないと、そんな法律おかしんじゃないということになるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、そういう住民の皆さんの意見を払拭していくためには、やはり私がなぜ徴収嘱託員の助成を求めていきなさいということ saying のかという一番大きな理由は、私、やはりそういう保育料を納められない人、そういう人たちがいる現実をしっかりと見据えてほしいし、保育所を運営されている法人の方をお願いをしたいのは、そういう方がいらっしやれば、必ず議会に働きかけたり執行部に働きかけたりして、保育料を町で納めているところもあるんです、全国の中には。そういったことは何の提案も疑問も、私たち示されてきてない部分があるもんですから、なかなかそういう一般質問もできない。だから、どうなってるのかなと。

ところが保育料が収入未済額になっているところを見ると、公立保育園も当然収入未済額が多いんです。甘いのかなというふうな観点ありますよね。だから、それに対応する形で、3カ月保育料を滞納した場合には、確かに保育をしないというようなことを設けましたけれども、これもまた法的に言えば違反なんです。保育に欠ける子はしっかりと公的に保育をしなければならないと、これまた法律があるんです。

だから、そういったことを考えたときに、子供は親とか社会とかを選んで生まれてくることはできないんです。だからこそ、法のもとに子供はしっかりと守られてるんです。そういう保育料の払えない家庭、そういう家庭には、やはりしっかりと児童福祉法のそういった権利を主張するだけでなく、義務の部分も子供を保育しなければならないという義務の部分も、保護者であれば、そういう義務の部分もしっかりと学習をしていただくこと。それが非常に大切かなと思うんです。

だからこそ保育料もちゃんと低所得の方とか、いろんな方には便宜を図っている、高鍋町もそういう状況なんです。そこを考えたときに、やはり先ほどから私が申し上げているように、どこにも書かれていない、法にです。だから、それを私立保育園、財団保育園にそういったことを言えないと、負担金を出してくださいと言えないという状況がなぜあるのかということが不思議でならないんです。

だから、保育料徴収していく徴収嘱託員、これは介護保険料と一緒に多分嘱託員の雇いはあると思うんです。だから、介護保険料と一緒になっておりますので、それはもう当然、その負担割合というのはおのずと決まってくると思います。金額に比例した形で、私は要望していただきたいということを前からお願いしているわけです。住民の皆さんに、やはり説明のつかない支出というのは、できるだけ控えていったほうがいいと、それがやはり私たち、それを控えさせていくのが議会の役割であり、そしてまた子供をちゃんと保育していく立場に保護者がしっかりと立っていただくような学習、教育をさせていくのは、公的な人たちがさせていくのか、それとも私立保育園を運営されている人がしていくのか。

その辺のところの見きわめ、あり方をしっかりと方針を持たないから、こういうことになってるんじゃないかなというふうに思うんです。

今、だから本当に社会的に問題になっている。子供が親を殺したり親が小さな子供を殺したり、そういうことをする、マスコミで本当に毎日出てこない日はないぐらいあるんです。だから、社会的に見てやはりこういうところをきめ細やかな町運営がしっかりとなされていけば、私は恐らく高鍋町だけでもそういう問題が絶対に起きないという自信を持った町政運営ができると思うんです。町長も当然そのような気持ちで町政運営を行っていらっしゃると思うんです。だからこそ私は何度もこの問題についてはお願いをしているし、そしてまたそれを実行していただきたいと思っているんです。そういう負担をお願いしない限り、財団法人である保育運営者が保育料の徴収問題について、みずからが考えていくことができない。いいわと高鍋町がそういった支払いちゅうか、保育料の徴収については、高鍋町が公でやってくれるんだからといって、非常にそれを軽んずる傾向が出てきているんじゃないかというふうに私は思うんです。そうじゃないんです。保育に欠ける子をしっかりと保育していきながら、やはりなぜ保育料という義務があるのか。そのところを、だからそれが本当に支払っていくことができないということであれば、年間所得がこれに満たない場合については、保育料は納めなくていいですよという制度をつくったりとか、そういうことをしていくことが、私は町の役割だと思うんです。また、そういうことをさせていくのが議員の役割だと思っております。だからこそ私は何度も何度も申し上げているんです。

私は、法的にどう解釈されるかというのは別ですけれども、私は法的に解釈は負担をさせてはいけないという項目ではないと。公的に徴収しなければならないけれども、その負担をそういった私立保育園なりにさせてはいけないという法解釈が、私はできると思うんですが、それはどのように町長はお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほどの協働のまちづくりということでございますが、最近、ここ何年かですが、大変地区の清掃とか、清掃に関しましては溝の掃除とか側溝を上げたり、そういうところが各地区でだんだんふえてきております。と申しますのも、私が土曜日曜休んでおりますと、電話がかかりまして、ごみ袋が足りないと。何とかしてくださいということで、いろいろ連絡もございますので、また職員に連絡をしてごみ袋を持っていかせたり、そういうことも多々今あっております。

本当に今度の、先ほども申しましたが、口蹄疫発生時で本当に皆さんが一生懸命になって出ていただいた、やっていただいたというのが、本当にまちづくりの一環だと私は思っております。

それから、今申されました保育料の負担ということでございますが、法的にはやはり自治体がやるのが当然と私も思っております。しかしながら、保育料の納まってない家庭に対しましては、行政から保育園等に御相談をしながら、どこどこ入ってないよということ

で催促をしていただいたり、そういうことは働きかけはしておると思いますので、その辺で御理解願いたいと思っております。（「議長、答弁が違う」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時43分休憩

.....
午前10時43分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。先ほど町長が答弁をしたとおりなんですけれども、今、町内の保育所、公立1園と私立6園ございまして、公立と私立が混在している状況でございます。ですから、例えば児童福祉法56の改正条項適用して委託ができるということにした場合、また公立と私立が混在しておりますので、そこ辺が、それによる、この公立は現金を収受できる、私立はできないという状況が混在してまいりますので、そこ辺を整理がしたというか将来的にできた上でこの問題を検討していきたいというふうに思います。

それから徴収嘱託員の費用負担の問題ですが、私どもの法律等に規定があるということはないということは理解をいたしております。ただ、委託ができるというのが法律上で規定をされておるんですが、その逆の費用負担を受けて徴収をしてもらうということが書いてない。一方ではいいけど、一方では書いてないということを見たときに、書いてある法律に、規定してあるほうを私どもはやっていくということが優先だろうというふうに思いますので、それから徴収嘱託員の費用を負担をしてもらったときに、これは町の仕事だよということが、そういう論理がならないのか、そういうことになってしまわないのか、「全部あんたたちがやりなさいよ」と、「私たちは負担金払ってるんだよ」ということになってしまわないのか、そこを慎重に研究しながら考えていきたいというふうには思っています。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 先ほどいろいろと質問がありましたけれども、私も毎回、決算のときには質問をするわけですけども、今回、資料を見ておると、町税収入が前年度とすると5,300万円か、減収になっているという。町長がいつも人件費を減らしたとか、いろんなものを減らして削減をしたとかいうふうなことで言われますよね。だけれども、収入が減ってくれば同じことなんです、これは。

町長も商売をされて一番おわかりだというふうに私は思っておりますけれども、結局これは原因は何だったのかということなんですよね、減った原因というのは。本当はそれを聞いたかったですけども、やはり収入未済額が非常に多くなっているということなんですよ、これは。現年度、過年度、これをぴしゃっととっていけば減るわけじゃないんですよね。収入未済額が前年度とすると900万円もふえていると。

いつも私はこれを聞くんですけれども、成果が一つも現れてきてないと、なぜかということなんです、これは。これ、商売してれば当然わかるわけですよ。商売して、ものを売って、金が入らない。当然自分のことですからどうにかしてとりますよね、町長。私も商売してますから当然ものを売った対価として金は必ず取りますよね。だから職員もそうですけども、やはり他力——人のことだというふうな考えで、仕事に当たっているからこういう結果が生まれてるんじゃないかなと私は思いますよ。自分のお金だったら必ずとりますよ、自分に降りかかってくるから。

だからそういうところをもうちょっと、町長みずから認識をしていただいて、収入未済額を減らしていかなければ、監査委員の資料を見てもおのずとわかりますよ、これは。収入未済額、これがどんどんふえて、何ですか、収納率ですか、これをずっと比較して見ると、20年度とすると非常に少ない、これは。

そういうことで、今度は逆に私はお聞きしたいんですが、これを、この収入未済額を減らすためにはどういうふうにすればいいと思いますか、町長、お尋ねをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

議員の言われるとおり、大変、収入未済額というのはふえております。しかしながら一般の収入未済額の原因と申しますのは、やはり経済変動とかございまして、仕事をなくした方々、いろいろいらっしゃいます。そういうことでふえたと思っておりますが、しかしながら私たちも嘱託員等を入れて、今、頑張っってやっているとございまして。職員にも重々そういった面を指導しながら、その業務に当たっておりますが、なかなかお金がとれないのが事実でございまして。

どういうふうにといたしますが、私も商売人と今言われましたが、商売人でございまして。もらえない金もございまして。しかしながらそれを補っていくような方法をとって、今頑張っっているところでございまして。

何とか、お話し合いをしながら、その方からはお金はいただくように、公平性を欠かないように、いただくように、話し合いをしながら、今進めているところでございまして。詳細につきまして担当課長が答えるものがあるなら答えさせます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 町長、それは私は違うと思います、考え方が。経済が悪くなったからとれなかったと。ちゃんと計画してるじゃないですか、あなたたちは。最初の計画で。何でそれを実行しないんですか。だから他力本願だと言うんですよ、それを。もうちょっと前向きな考え方があるんだろうというふうに私は思ってたんですけども、まったくその考えがないかなって、ただ徴収に行っって「とれませんでした」それで終わり。

だからなんか方法を考えてやるのが執行部の責任じゃないんですか。

こういうふうに入収入未済額がどんどんふえていったら、町税収入は減っっていきますよ、

これは。どうするんですか、減って。減れば当然、事業は少なくなるでしょう、これは。これは保育料にしても一緒なんです、これは。先ほどいろいろと、るるありましたけれども、住宅使用料だってそうです。毎回、毎回言うけれども、一向に減るような状況ではない、これは。もうちょっと努力してこれだけ減りましたというような実績を残してください。

それと、この保育料ですけども、これずっと見てるとこのなでしこ保育園ですか、これ。非常に多い、収入未済額。現年度分、過年度分合わせても非常に多い。これ前にも私委員会でいったことあるんです、これは。なでしこ保育園、非常に多いということで、なぜかということですよ、これ。やはりそういう、その意識を持って当たらないとやはり私はこの収入未済額はいつまでたっても減りもしない、ましてふえていくような状況になると思いますけれども。これ、住宅使用料だって一緒なんです、これは。これも減る状況ではない、これは。毎年、毎年ふえつづけておる状況で、やはりそういう、先ほども言いましたように、そういう意識を持ってやらなければ、ただ行って「お願いします、ください」というだけでは私はとれないんだろうと思いますよ、これは。そういうこともやはり考えながら、いい方策を、やはり職員の間で町長みずからそういうものを考えてとるような方策を考えて私はいつてもらいたいと思う。毎回言うんですよ、これを。毎回、毎回言って、先ほども言うように一つも減らない。かえってふえるだけ。そういう意識がないからつうことですよ、私は。もうちょっと努力してくださいよ、この件についても。

それと、美術館の使用料、300万円だったですか、これの内訳ですね、内訳がどういうふうになっているのかちょっと委員会で聞けませんので、300万円計上されておると思うんですが、その内訳がホールの使用料、その美術館のほうの本体の使用料、これがどういうふうになっているのかちょっとわかりませんので、できたら教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） はい、それではここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をしたいと思います。

午前10時55分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。町長。

○町長（小澤 浩一君） 先ほどの収納体制ということで、今るるやっておりますが、なかなか減らないのが現状でございますので、再度、各課と話し合いをしましてそういった体制をつくり直して、徴収をふやすように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 美術館の使用料でございますが、展示会を開いてその観覧料の内訳が139万598円、それと展示室などの使用料が167万7,300円、合

わせて306万7,898円となっております。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） これは使用料ですけども、何か、ホールの使用料、これは幾らぐらいあるんですか。私、もう聞けないからあれじゃけど、ぴしゃっと答えてもらわないといかんかったっちゃけども。（発言する者あり）いえ、ちょっと待ってよ、もう私、もうできませんので、あとからでいいですから出してください。

それと、今町長がまた職員と協議をしてできるだけとるようにすると言うけれども、毎年同じようなことなんですよね、言うのは。言ってることは。

町長はその職員にどのような指示を出されたのか。この決算議会が終わって、そういう質問があつて、そういうその答弁をされた後、どういうふうな形でその職員に指示をされたのか、非常に私は疑問ではない、これは。先ほど町長が社会情勢が悪くなったから仕方がなかったんだと、取れなかったんだということを言われましたよね。したら悪くなったらとらんでいいですか。みんな厳しい状況の中で、やはり国民の義務である税金を本当、涙を流して納めてるんですよ、これは。

だからそういうことを考えて、やはりとるものはぴしゃっととっていかないと。不公平じゃないですか、そんな。したら私も社会情勢が悪くなったから、商売がうまくいかんかったから払いませんわって言っていいわけですか。そうじゃないでしょう。だから私はさっきから言うようにやはり意識を持ってとるようにしないととれないんですよ、これは。

そういうことで、町長がどういうふうな指示を出されたのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

なかなか徴収というのは大変難しいものがございまして、法的にもわかっております。法的にも、法的な手段でもとって、そういったものも強行していくべきだと。やはりこれは、税は公平の原則の上から成り立っておるものでございますので、重々そのことを認識しながら、今職員に指示はしているところでございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに。社会教育課長。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 施設使用料のうち、多目的ホール使用料のお尋ねですけど、金額が116万3,600円となっております。

○5番（水町 茂君） それはどの分で、今さっき言った額の中のどれに……。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 施設のほうの使用料。

○5番（水町 茂君） 167万円の中。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） そうです。

○5番（水町 茂君） の116万円。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） はい、3,600円。

○5番（水町 茂君） あとで資料を出してください。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 1点だけ、町長に伺いたいと思います。

成果報告書の中に尾鈴畑かん事業に関して719万円相当が21年度に計上され、決算されておりますが、成果報告書の中には圃場を整備したということのみ書いてあるんですよね。これは本町の持ち出し分もあると思いますが、わかっておいて質問をする——まあ決算でありますから——この719万円に関して、どのような成果があったのか、あえて伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 池田議員、担当課長に答弁させますか。町長。

○町長（小澤 浩一君） 尾鈴畑かんの事業でございますが、実証圃場でございますが、染ヶ岡工区の県営事業、配管の設計等の——管の設計ですね——等の、及び畑かん実証展示圃の検討を行ったところでございます。

品物はキャベツ、白菜等でございます。実証の成果等につきまして、詳細につきましては担当課長より答弁いたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 補足をさせていただきます。

配管計画等につきましては、基本的に全体すべての染ヶ岡工区内の全体に使った場合という計画、それから実証圃につきましては、先ほど町長のほうから申し上げましたが、キャベツ、白菜、それから昨年場合はショウガ等が水をかけることにどのように収量変化があるかというようなことについて検討をしてきたものでございます。一定の成果を上げております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） これはあえて先ほども申しましたように719万円の事業に対して私は質疑しておるわけですね。今町長並びに課長が答えましたけども、私は違うと思います、答弁は。県営単独事業に伴う持ち出しを半分出して、設計をしとるんですよね。土地改良法に基づいた経営事業の設計をしとるこれは事業費だと思いますね。結果的には事業をしていないんだから、成果はなかったと私は思うんですよね。しておったか、していないのかをお答えください。それと、なぜできなかったのかという理由もお尋ねします。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 尾鈴土地改良事業自体、県営事業そのものを具体的に現場において施工しておるわけではないので、そういう意味では目に見えるものはないということは御指摘のとおりだと思います。しかしながら、これから同意——土地改良事業に対する同意等を取付するためには、一定の計画案、そういうものを地権者に提案をしなければなりません。そういう意味で提案するための資料づくりとして、その効果を含めた準備をするべきというふうに考えておるところでございます。

○13番（中村 末子君） 議長、答弁違うよ。

○3番（池田 堯君） 理由は、理由。

- 13番（中村 末子君） 答弁違うよ。土地改良じゃないよ。
- 3番（池田 堯君） 指摘して、できなかったということにされたんだから、その場合においては理由を述べろというた。
- 議長（後藤 隆夫） 畑地で、畑地で質問。県営事業。
- 13番（中村 末子君） だから、質疑と答弁がかみ合っていないからそこをちゃんとせいやいかん。
- 議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時23分休憩

.....

午前11時25分再開

- 議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 大変失礼をいたしました。
- 個々の事業に基づく調査、設計については書面的なものについてはできておりますが、これを各農家に提示するに当たりまして、最終的にその町の負担をいかにするかという部分が、議会の皆様にも御協議をいただいております状況の中で、まだ町としても最終的な検討が終わっておりません。そのころができれば、そういう意味での成果が出てくるものというふうに考えておるところでございます。
- 13番（中村 末子君） 議長、それじゃあ答弁が違うんだから答弁の訂正をちゃんとさせきらんといかん。
- 議長（後藤 隆夫） 前回の答弁をほいじゃあ取り消せ。
- 13番（中村 末子君） 前回の答弁はどうなるとね。それとの整合性はどうかと。それをちゃんと、会議録になるっちゃから、会議録に。
- 議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前11時25分休憩

.....

午前11時25分再開

- 議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。
- この質問に対しては、池田議員が質問をされておりますので、池田議員に異論がなければ今の答弁で終了させたいと思います。3番、池田堯議員。
- 3番（池田 堯君） いろいろ御配慮をいただいて嬉しいことですが、私はもうわかっておいて質問をしておりますので、今課長が言われた理由は明確に言われませんでした。鬼ヶ久保工区、染ヶ岡工区、2つありますので、今後の対策として、予算執行をしておるんだから少なくとも予算計上主義の観点からして、成果が生まれんといかんと思います。今後、町長は今回の案件を踏まえて、この尾鈴畑かん事業をどのようにして成果が生まれるように考えておられるのか、最後に伺いたいと思います。
- 議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） まだ、事業の進行がこっちに来ておりませんので、今からいろいろな土地改良とか、そういったこともお話をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第2号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 歳入に関して、調定額の相違なのか、また収納率を低く見積もっていたのか、どのような経過でこのような数字となったのか説明を求めます。

不納欠損額についてどのような査定を行ってきたのか、滞納整理システムについては、意見書でも効果があるとの判断のようですが、私はそのように計算できません。システムの効果は不納欠損額をなくすことに成果が見られたのかお伺いします。

医療技術の高度化や医薬品の開発による医療費高騰は保険税に大きく作用します。後発薬、いわゆるジェネリック医薬品の使用によって、医療費の高騰を少しでも抑えようと担当課は啓発活動をしているようですが、その効果はあらわれてきたのかお伺いします。

疾病については、高度な治療を要するものがあるようですが、子供のころからの食生活改善に取り組めば、かなりの効果を上げている自治体があると聞き及んでおります。子供のころからの食生活改善についてどのように取り組んでいるのか、その効果は期待できるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

国民健康保険特別会計決算に関する事務的なことでありますので、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） まず、歳入に関しての御質疑でございますが、調定額の相違なのか、また、収納率を低く見積もっていたのかということでございますけれども、これにつきましては、一般被保険者の収納率を93%で見積もっていたことによる数値の相違でございます。

それから次に、ジェネリック医薬品の効果と申しますか、そういう御質疑であったらと思いますが、ジェネリック医薬品の啓発効果でございますが、これにつきましては、直近3箇月の1件当たり調剤費用額を見ますと、前年の同月を3箇月連続で下回っておるなど、一定の効果を上げているものと見ております。少しずつではございますが利用が浸透し、啓発効果が出てきているものと認識をいたしております。

それから3点目でございますが、子供のころからの食生活改善への取り組み及び効果に関してでございますけれども、高鍋町の21年度の1件当たり200万円以上の高額レセプト、これが18件ございまして、そのうち半数、9件は糖尿病、それから高血圧などの

基礎疾患があって急性心筋梗塞、それから脳出血などを起こして高度な治療により高額な費用がかかったものでございます。高鍋町では、約10年前から保育園の食育授業、それから地区子供会調理実習などを積極的に実施をいたしてまして、それを通して食の大切さ、それから子供たちが自分自身の健康に関心を持ち、将来の生活習慣病の発症を防ぐことができる、そういうものにつなげていくものと考えております。

また、今後も、昨年度策定をいたしました食育推進計画、これによりまして、保育園、それから小中学校と継続した食育授業を展開できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） まず、不納欠損についてどのような査定をとの御質疑ですけれども、執行停止の処分から不納欠損とする過程におきまして随時必要な調査——先ほど認定第1号で申し上げましたけれども——それに述べました必要な調査を実施しまして、最終的に欠損額の確定を行う前段で1件ごとに状況を確認、把握、判断しまして欠損と決定しております。

次に滞納整理システムの効果はとの御質疑ですけれども不納欠損をなくす、少なくするというためには滞納処分の執行をすることがもちろんですけれども、法定事項なりになる案件を少なくすること、つまり時効中断の処分を行っていくことがあると思います。滞納処分執行のための例えば督促とか調査とかといった諸手続の各種資料、書式、これを作成のときに要求されます確実さと迅速さ、これにこの滞納整理システムはなくてはならないシステムだと思っております。

それと、時効中断を実行させるためにも、その効力を発揮させるために必要な手続の実行にとりまして、同様に必要なアイテムとなっております。

今回のこの審査意見書の御指摘は、このシステムを有効に利用して、活用して未納対策の努力を望まれているものと理解しております。これらのことを考慮いただくことで、システムの導入が成果をみなしたというふうに理解していただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 確かに監査委員の意見書の中にありますように、滞納整理システムとコンビニでの収納、これがいかに収納率をアップしたかのごとくの意見書の意見でありますけれども、私はこれは納められる人がほとんど利用していただけるものというふうに思っているんです。先ほど時効中断をするためにもこの滞納整理システムは有効な活用を行っているんだということの答弁がありましたけれども、不納欠損についてはどこの自治体でも生じると、もし思われているのとしたら困るんですけれども、どのように対処をしてこられたのか、成果が見られるのであれば、総合的にどこに着目をして、そして徴収嘱託員がどのような形で訪問し、そして頑張ってきたのかという検証項目があれば、ぜひそれを答弁していただいて、職員がやはり滞納整理システムを利用したり、いろんな

徴収嘱託員がまた住民との、納めたくても収められない人との相談っていうのも行ってきていらっしゃると思うんですね。

高鍋町は今までいろんな形で健康保険証がないという状況をなくしていくために、短期保険証の発行というのはやむを得ず行っているということも以前の答弁でありました。しかし、資格証明書などについてはできるだけ発行しないような形で医療が受けられる状況というのはしっかりと確保させていきたいという住民への配慮というのも今まで答弁で聞いてきていますので、その頑張っている状況というのがやはりこの中ではなかなか見えてこない状況がありますので、やはり住民相談、そして訪問活動、これをどのように行っていていらっしゃるのか、それでもやむを得ずこれはもう不納欠損にしなければ仕方がないなというところになってからの問題だろうと思うんですね。

だからそれまでの、要するにそれまで尽くすべき手立てっていうのをどう尽くしてきたのかということをお聞きしたいんです。だからできればそのところをお聞かせ願えれば、やはり職員がどれだけ頑張っているかというところが見えてくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこれは答弁をしていただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 税務課長。

○税務課長（田中 義基君） 不納欠損に関しましての査定なり手続なりということにつきましては、先ほどの認定1号の中でも申し上げましたように、それは処置を粛々とやっておりますが、先ほど御質疑の中にありました職員及び徴収職員等の頑張りというのもよく御理解いただいていると思います。意見書の中にも相談等の件数とか、そういった数字が上がってきておりますけれども、私どもはあくまでも極力回って、その上でなおかつ相談をぜひ来ていただくと。その相談の中でどうしても不可能な方に関してはいろんな手法がございますので、その方法をとらせていただきますよと。公平という部分で非常に不公平ではないかという御指摘もあろうかと思いますが、私どもの税の徴収の関係の職員につきましては、結構大きく幅広い裁量権を与えておりますので、ですから本当に困っている滞納者には実情を十分聴取して、調査して、相談をしてその上で滞納処分なり何なりの処置をとるという方向をとっております。

それでもそうではない、意図的に納税を回避するような滞納者、こういった方たちはもう本当に徹底した財産調査をやって、差し押さえ処分、こういった形でとっていかうということを徹底してやっております。

そういう意識でもって職員頑張っておりますので、なかなか徴収率が上がらないのではという御指摘もございますけれども、これもいろんな方法、これまで口座振替とか、コンビニとか、インターネット公売とかいろんな手法をとりながら、少しでも収納率を上げていこうという手立てをとってまいりました。

今後いろんな手練手管といいますか、いろんな手法を駆使しながら少しでも上げるという努力を、今後やっていこうというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第3号平成21年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第4号平成21年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 広域で管理することでのメリット及びデメリットについて答弁をしてください。

また、自治体での審査については詳細に行うのは、広域連合の議会ですが、会議録の中で医療費及び保険料軽減について具体的な発言が見られるのか。また、そのことでどのような改善がみられてきているのかをお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 後期高齢者医療特別会計決算に関する事務的なことでありますので、担当課長より答弁をさせます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。後期高齢者医療特別会計に関する、広域で管理することのメリット、デメリットについての御質疑でございますが、メリットにつきましては、まず第一に予算規模の大きさを生かした安定的な財政運営ができることでございます。それに関連をいたしまして、県内での保険料が平準化が図られている。それから、事務の一元化による効率化、歳出削減効果が上げられると思っております。それからデメリットでございますが、これにつきましてはレセプトの管理が広域連合になったことによりまして被保険者管理の健康管理、それから町内被保険者全体の医療費傾向分析等に時間がかかることが上げられると思います。現在、随時広域連合に資料の提出を求めながら、しかも連携を図りつつ業務を遂行しているところでございます。

それから、広域連合議会での具体的な質疑、ないし発言についてでございますが、宮崎県後期高齢者医療広域連合議会の会議録によりますと、特に質疑はなかったということ聞いております。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第5号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を

行います。質疑はありませんか。5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。監査委員の検証で見ると、昨年徴収漏れがありましたよね、町長。で、大きな問題になったわけですが、町長もその責任をとって報酬を減額をされたというふうに思います。それで、この徴収漏れ分、全額回収されたというふうに私は思っておりますが、どうなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。資料を持って来てないとか。

午前11時45分休憩

午後1時00分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。午前中に引き続き、認定第5号の水町議員の質疑に対する答弁を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。遡及可能額が598万423円となっておりますが、そのうち平成20年度に49万7,878円、平成21年度に101万7,889円が収納済みとなっております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。計算してみると440万円、監査委員が指摘されているとおり440万円残が残っているんです。ということは、ほとんどが入ってきていないということなんです、これ。590万円でしょ、総体が800万円近くたしかあったと思います。220万円ぐらいについては、これ時効ですので当然取れないということで、退職者職員とかそういう人たちがこれを補てんしたということで、それはわかるんですが、あとの分、時効になっていない部分。これが、今言われたように598万円あるわけですよね。その中で、収入済みのやつを含めて残が440万円あるということは、ほとんど入ってきていないと。で、町長はこの時点のときに全額取れるように努力をしますと、回収しますということを言われているんです。あれから、恐らく1年じゃないかな、1年ぐらいたっているんじゃないですか。それが取れていないということ、その約束はどうだったんですか。ただ、取ります、取ります。先ほど収入未済額じゃないけれども、努力します、努力しますと言っておりながら、全く数字的には出てきていない、これが。当然、これは町長も責任をとって減額をしたわけですから、報酬を。その責任について、やはり町長は真摯にやっぱ努力をしないと、いつまでたっても一緒ですがね、これは。さっきの収入未済額と一緒に。結局は努力していないちゅうことですよ、これは。どういう指示をされたのかお尋ねをしたい。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。去る8月18日に担当課等を集めまして、町内はすぐ行っているいろいろな交渉をできますが、県外等にも町外等にいらっしゃる方々がおられるものですから、その辺を重点的に計画を立ててちゃんと回って、収納すると。そして、遡及可能

ということでございますので、そういったことも勘案しながら法的なこともいろいろと考えて、そういう措置をとれということで指導はしております。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。私は、町長はそういうふうに言われるけれども、本当に町長がそういう形で言っているのか不思議ではないんです、これが。副町長も含めてだったですけど、副町長も全力を挙げて100%に近い回収に努力をするということを言われているんです、それは、議会で。議事録を見てくださいよ、議事録を。それにもかかわらず、こういうようなずさんな状況でしょうが。だから、やります、やりますと言ったって信用できないんですよ。これは早急に対策を練っていただいて、回収するように努めていただきたいと私は思いますが、これは担当課長にお尋ねをします。担当課長、町長の指示でやられたのかどうか、ちょっと私はお尋ねします。

○議長（後藤 隆夫） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。私は4月に異動になりまして、申し送りから見ますと、指示を受けて仕事をしてきたということを聞いております。

○議長（後藤 隆夫） 質問の答えになってない気がするけどね。指導を受けた、受けたとはっきり言わな……。はい、上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 訂正いたします。先日、監査を終わりました、18日の日に下水道課、私と補佐、呼ばれまして指示を受けております。

○議長（後藤 隆夫） どういった指示か。今の答弁でよろしいですか。水町議員。今の答弁では答弁になっていないと。どういう指示を受けたかも。

○5番（水町 茂君） どういう指示があったのか。

○議長（後藤 隆夫） どういう指示なのよ。

○5番（水町 茂君） 町長は指示しているちゅうちゃから。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後1時10分休憩

午後1時10分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。先ほどの答弁を訂正いたします。

8月18日の日に町長室へ呼ばれまして、回収計画を作成し回収に向けて努力しろと強い指示を受けました。

○議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

○5番（水町 茂君） 5番。それは、担当課長がかかったから、担当課長の責任じゃないと私は思いますけれども、これは8月に言う問題じゃないんです。これは認定されちよっとじゃから、認定で出てきちよっとじゃから、これは。それまでにほったらかしちよったちゅうことなんですよ、これは。だから、回収が不能になっているんですよ、これは、

440万円そのまま。だから、そういう努力がなかったちゅうことなんです。収入未済額と一緒に、これは。指示があったかどうか私はわかりません、そんな。私はなかったんじゃないかなって思います、これは。ただ、その場で申しわけない、申しわけない、努力します、努力します言うだけで、努力のあるあれが全く見られない、これは。ましてこれは、漏れている部分なんでしょ、これは。違うんですか。こんな大きな問題になってから、減額まで、町長の俸給の減額までされて、それをまたほったらかし。だからだめだちゅうんですよ、だから、今さっきから言うように。いつまでたっても取れませんよ、収入未済額なんて金は。努力の姿が全く見れない。だから、やっぱり町長みずから姿勢を正してやらないと取れませんよ、町長。努力するようにお願いします。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。水洗化率が低ければ、下水道事業の根幹を揺るがすことにも成り兼ねないと思っております。水洗化率については、その都度聞き及んではおりますけれども、計画からするとどのようになっているのか。また、そのことで河川のBODなどの検査については、よい方向で推移しているのか。下水道事業の効果は、平成8年からの供用開始からすると、よい方向で推移しているのかお伺いしたいと思います。

それから、先ほど5番議員の質疑への町長答弁で、自分たちの事務ミスに対して住民に法的にどのような措置をしたいと思っていられるのか、町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えします。まず、水洗化率についてであります。平成21年度末で69.8%となっております。計画では、工事完了後3年で80%を目標にしておりますが、工事完了後3年を経過したものに限ると、平成21年度末の水洗化率は約80%となりますので、目標は達成できるものと考えております。

次に、河川のBODの推移であります。浄化センター下流の二本松橋の水質は平成7年が2.8PPMで、その後年々減少しており、平成11年には1.2PPMに改善されております。また、平成11年以降は1.2PPM前後で推移しております。観測地点の水質環境基準は2.0PPMであり、河川の水質基準を満たしておりますので、下水道事業の効果は確実にあらわれているものと考えております。

今、追加でございましたが、法的手段と申しますのは遡及可能ということでございますので、それを請求して、いただければやはり支払い義務があると思っておりますので、そういった点で法的なことを弁護士とも相談しながらやっていきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） それは、あくまでも遡及可能ということであって、そこに住民は自分がこれだけを支払わなければならないということを承知していたのを支払わなければ、それは当然、法的な手続に入ることも可能かもしれません。しかし、自分たちのミスによる遡及可能分であっても、そのミスをどこでどう住民の皆さんにおわびをしながら法

的な手続をとるといいますか。私ね、そこが知りたいんです。じゃあ住民から、じゃああなたたちを逆に訴えるわと言われて、もし町長以下職員が訴えられたらどうします。遡及可能であっても、この問題については法的手段にゆだねるといって自体が、それを考えているということ自体が町長が事務ミスに対して、非常に責任を持たない発言ではないかなと思うんです。そのことが、町政自体に与える影響というのは、どんなものなのかということ私にはもう少し、しっかり考えていただきたいと思うんです。そうしないと、例えば税金の徴収漏れがあったとします、かけていなかったとします。固定資産税も以前、私申し上げたと思うんですけど、自分のうちでない固定資産税かけられていて、後で気がついて何ですかと、私こんなアパートなんか持っていませんがといった場合に、その納めた固定資産税返していただけることになっていきますよね。それも5年間ということ、一応、法的にはなっておりますけれども、高鍋町はそういうこともミスがあれば、あと5年間延長して支払っていただけるということもあると思うんで、逆の部分もあると思うんです。しかし住民に対して、その事務ミスを行ったことに対する責任を、どうだれがとるのかということの問題なんです。だから、町長が法的ということを言われたときに、非常に私、背筋が寒くなりました。自分たちのミスを、何で人のせいにして弁護士に相談するのか、法的手続をとるのか。そんなずうずうしい町長のもとでは、私、住民として本当に恥ずかしいです、そうでしょ。自分たちのミスはミス。そうすれば、そんなこと法的手続によったりすることすら、私は言葉にすることすらおぞましいと思います、そうでしょ。相手が、こっちが請求したにもかかわらず、普通の事務ミスも何もなく納めていないものであれば、それは確かに法的手続をとったりとか、いろんなことをしなきゃいけないと思います。それは当然だと思います。納めていらっしゃる方もいらっしゃるんですから、ちゃんと。しかし、御理解をいただくように、本当に粘り強くお話をしていくしかないわけですよね。じゃあ、その分納めていただけなかった場合、どうするのかということ内部で、本当に慎重に検討してさえすれば、今の町長のような発言は出てこないと思うんです。私は、今の町長の答弁を聞いて、本当に情けない思いでいっぱいです。住民の人たちは、やっぱり納めなければならないものについては、しっかりと納めていこうと思っていられる住民がほとんどだと思います。私は考え過ぎかもしれませんが、国民健康保険税でも、こんな使用料についても、私は納めたくても納められない人が納めてくれないんだと、納められないんだというふうに思っています。だから、住民をそういうふうに私は信頼しているところがありますので、私はやっぱり下水道のこの問題が発覚して、前の消費税の問題のときでもそうですよ。やっぱり、自分たちがしたミスを人に投げかけたらいけない。自分たちのミスはミスで、ちゃんとそれを認める気持ちがない限り、住民サービスがよくなったとはいえないと思うんです。だから、住民の皆さんが本当に納得していただけるような、やっぱりちゃんとおわびをして、その上でやはり納めていただけるまで粘り強く、本当に粘り強く、やはりお願いをするしかないという答弁があるんだろうと思っていれば、法的手続をとるなんてことは、これ住民の皆さんに私何と言って報告してい

いのかわからない。その対象者の皆さん、これ聞いたら絶対にお怒りになると思います。町長は、法的手続とは、じゃあ一体どのような手続をとろうと思っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほど、法的手続というのは申しましたが、申しましているとおり、弁護士とも相談もしなきゃなりません。しかしながら、私たちは誠意を持ってそういった説明はずっと続けていきます。最後の最後に、やはり法的というものは使うべきだと私は思っております。何も最初から法的手段に出るということではございません。今2年目ですかね、なっております。ことしもなかなか、今動いておりませんが、そういうことで何とか一人でも多くの方が、少しずつでもいいから払っていただけるような方策をとっていくつもりでございます。法的手段は最後の最後と思っておりますので、またそれはできるかできないか口に出しましたが、弁護士とも相談をするということをおっしゃるので、その辺で理解を願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。自分が答弁したことを、今言ったことを忘れてはいけないんですよ。5番議員に対して、法的な措置をとれと言っているがと、そういうことを言ったらいけません。だから、今おっしゃったでしょ、町長が答弁されたでしょ。弁護士と相談してということまでは、私言われても構わないと思います。しかし、法的な措置がとれるかとれないかじゃなくて、本当にそこまで自分たちが努力をしていると。だってね、私はこのことを質疑に上げようと思わなかった一つの理由は、この監査委員の意見書の中にあるんです。徴収額は、平成16年度以降分について、平成20年度に新たに調定したためであるがということで、徴収額は少額であり確実な徴収に向けた具体的な取り組みが必要であると。なお、平成15年度以前の未調定使用料が226万8,000円を発生しているが、関係した職員のうち、既に退職した者、特別職を含むが130万円を協力金として納付しており、96万7,577円が未解決となっている。その対応については、現職の職員の減給処分額が132万2,108円となっており、そのことで実質補てんするとしているという意見書があるんですね、収入未済額に対して。だから、遡及できなかった分については、こうやった努力をしているという跡が見られたということで、私は質疑を正直な話控えたんです。しかし、町長が答弁の中で、まあ、あろうことかそういうことを答弁されるということが、非常に私、自分たちの事務ミスをじゃあどこに置いているのかしらということが見えない、答弁の中で。だから、見えるような答弁をしていただければと思っております。もう、やっぱりみんないろんな職員の態度で、いろんな態度でやはり相手は変わるものです、そうでしょ。私はそうだと思っております。じゃあ、町長はそのところは、弁護士と相談をされているということなんですが、弁護士とどのようなことを相談しようと思っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほどから申しまわっているとおり、頭を下げて説明をして自分たちの非は非として認めて、ちゃんと何ていいますか、納めていただくようお願いはしております。それを、ずっと続けていながら、どうしてもということがあった場合には、そういう措置もとるといってございませぬ。それは、やっぱり私は法的なことが専門ではございませぬので、そういうところはやっぱり専門家にお聞きをして、そしてやっていこうと。そのときに、法的措置はとれないよと言われるかもしれませぬ。しかし、私としてはそういった使っていたものですから、やはりその辺は何かできるものがあるんじゃないかとは思っておりますが、それが私にはまだわかりませぬので相談をしてと言っておりますから、どういう相談とか、どういう法とかいってございませぬ。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第6号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませぬか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。年々増加するお年寄りへの対応ですが、元気で長生きの町の姿勢として看護師などを常駐させ、常にお年寄りが集える場所を提供し、介護保険利用を少なくする方向性をもって臨んでいる自治体もあるようです。3町の中での認定件数で、このような努力をしているところがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。介護認定審査会特別会計決算に関する事務的なことでありますので、担当課長に答弁をさせます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。3町で行っております、高鍋、新富、木城介護認定審査会における認定者数というのは、高齢者数が増加しているのと比例して認定者数も増加をいたしております。平成22年4月現在でございませぬけれども、65歳以上の介護保険加入者に占める割合、高鍋でいいますと13.03%になっております。この、介護認定を受けるまでの予防的な活動としましては、社協を中心とした介護予防教室、それからプール、それから民間の事業者NPO、こういうところが自主的にサークルをつくって運動しておりますが、そういうところも支援をしていながらやっていくという状況を高鍋町はとっております。他の3町におきましても、大方そのような形で介護予防事業に取り組んでおりますが、議員の発言の中にございましたような、看護師を常駐させて、そこにお年寄りが集まるというシステムをとっているところはないというふうに思っております。

以上でございませぬ。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。これは、決算認定ですので、その中でお答えをいただ

ければと思っておるんですが、実は介護、その認定審査会に書類を出すまでの間、この人は書類を出さなくていいんじゃないかと思う判断ができるところがいろいろあると思うんです。だから、認定審査会に出して却下されたというよりも、ほとんどが認定審査会に出されれば、ほとんどがこの介護保険の適用を受けられる範囲の人たちと。だから、言い方悪いけど、介護認定審査会を受けるまでも、この元気な人が介護認定審査会に書類を出しても通らないだろうなと思う人たちも、介護認定審査を受けさせてほしいというふうな要望がひょっとしたらあるかもしれませんので、その辺のところの判断、書類を出させるか出させないかというところの判断について、どういった対応策をこの3町で認定審査会では、お話し合いをされてきているのか、そこのところもちょっと説明をしていただければというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。まず、認定審査会にかける前に、地域包括支援センターなどで相談を受けることがほぼ大多数でございまして、その際に一定のチェックリスト、生活機能評価でありますとか、そういう、その方の健康状態、体力のぐあい、そういうものを判断基準にして御本人、それから御家族の方と相談をしながら介護保険にかかるよりも別な予防事業というのがありますので、そういうところに来ませんかというような呼びかけをしながら、できるだけ、とにかく受けとこうかいというようなところはお話をさせていただいて、できるだけ予防のほうに入っていただくような工面をいたしております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第7号平成21年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。収入未済額が前年度と比較して0.8%の増加であるとの監査報告があります。その要因はどこにあるのかお伺いします。

介護保険会計でも国民健康保険と同じく、単年度会計処理方式が正しいと考えますけれども、基金高や繰越金額を考えると少し大きく見積もりし過ぎではないかなと懸念されます。ゆとりある運用をすることはいいことだと徴収するほうから考えるとそう思いがちですが、保険料を取られる保険者からすると、いつか世話になることを考えると、納めておいたほうがいいとあきらめている傾向にあります。また、国は介護保険の利用については、当初と違い見直しが行われ使いにくいとの指摘がなされています。そのことについて、住民とのギャップをどのように埋めてこられたのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。介護保険特別会計決算に関する事務的なことでありますので、担当課長に答弁をさせます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。収入未済額の増加についての御質疑でございますけれども、生活困窮者の中には保険料の全額ではなくて、一部納付という形をとられる方が、相談の結果ですけれども、多数いらっしゃいます。滞納額までに追いつけないのが現状でございます。滞納者対策といたしましては定期的に訪問をし、納付意識の高揚を図るとともに新規滞納を最小限に抑えるように収納率の向上につながるよう進めてまいっているところでございます。滞納につきましては、65歳以上の高齢者の方の収入状況が大変厳しいというもでございます。それから、当然、高齢でありますので医療費も要ると。そういう状況の中で、生活がなかなか厳しいということで分割納付もしてもらっているところでございます。

それから、続きまして基金高それから繰越金額についてでございますけれども、介護保険料につきましては3年分の総給付費を推計をいたしまして設定をいたしております。近年、町内におきましても、特定施設である有料老人ホームが次々と建設され、今後利用者の急増により給付費の増加が懸念されるところでございます。基金積立金の運用につきましては、基金条例に基づき介護保険財政の安定を目的として、おおむね3カ月分の介護給付費の範囲で積み立てを行っているところでございます。

次に、介護保険制度の利用についてでございますが、それぞれの要介護度に応じたケアプランを作成をいたしまして、サービスを受けるということになっております。家族構成、それから住宅環境等さまざまな事情によりまして、十分なサービスを受けることができない場合は、家族や事業者の相談に沿って受給者の負担を軽減し生活が継続できるよう、地域包括支援センターやケアマネージャーと連携をとっているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第8号平成21年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。監査委員の指摘のように、決められた期間内の処理が望ましいと考えますが、対象者との話し合いの実態はどうなってきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計決算に関する事務的なことでありますので、担当課長より答弁をさせます。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。畑田土地区画整理事業清算金につきましては、平成23年度までに完了予定でございます。

現在の状況について説明させていただきます。滞納している方が一括納付で2名、分割

納付の方が3名の計5名おられます。滞納されている方には、督促、催告書を送付した後、自宅等を訪問し納付のお願いをしているところでございます。

また、納付に応じられない方につきましては、土地、建物、預金の差し押さえを行っているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、認定第9号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。不用額については、執行部の裁量のたまものと理解しておりますけれども、事業開始当時は担当課の説明からすると、高鍋町から繰り入れた資金については年度内に返せるかもしれないということでしたが、できなかった理由はどこにあるのか。

また、基金運用については高鍋町だけの判断はできないようになっておりますけれども、会計担当をつくりそれなりの事業運営を行うことだけを押つけられたことについてはどのようにお考えで、この間にその問題をどのように関係する諸団体と、どのようにお話し合いをされてきたのかをお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計決算に関する事務的なことでありますので、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。初めに、繰入金の時期がおくれました、返還の時期がおくれましたことにつきまして、見通しの甘さについておわびをいたしたいと思えます。

繰入資金の返金につきまして、21年度内にできなかった理由についてであります。雑用水を使用しているすべての水道メーターが計量法に規定される8年を超えていたため、すべてのメーターの更新が必要となりました。

当初は、工事費で予定をしておりましたが、メーターを備品として購入することとし、経費の削減に努めてまいりました。本来なら、3月議会において繰入金の返金について補正予算を組む予定でしたが、21年度第4期の使用料について、時期的に水の使用料も減るものと予想され、使用料の収入が見込めない状況があり、21年度決算が確定する今議会に繰出金として計上させていただいたところです。

また、事業運営を高鍋町が受けた経緯につきましては、一ツ瀬川土地改良事業の運営において、国庫補助事業となる基幹水利施設管理事業を西都市が、国営管理体制整備事業を新富町が事務局として受けております。関係1市3町で協議したところ、それぞれが応分の業務を分担して受けるということで、受益面積割合からいっても、今回の雑用水事業の

事務局として高鍋町で引き受けるのが妥当との判断になりお引き受けしたところであります。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

次に、認定第10号平成21年度高鍋町水道事業会計決算について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。監査委員の指摘によって、給水原価が供給単価を上回っていることに不安を抱かれる方もおられるとは思いますが、この問題は、料金引き上げ時に十分に予測されていたことです。

しかし、住民負担を大幅なものにしたいくないとの提案を行い、借入金支払については固定資産の減価償却などによってどうにかなるとの判断を行ってきました。町長は、この論議は十分御承知おきと考えます。どのような考えを持って運用されてきたのかお伺いしたいと思います。

水道事業のあり方から、独立採算が望ましいとは考えますが、近隣町村と比較して水道料が高いとか当初に設置する加入負担金が高いなどの指摘がありますが、そのことはどのように考えて運用されてきたのかお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。本年度決算における給水原価が供給単価を上回っていることについてであります。現行の水道料金体系は平成8年に算定期間を4カ年として改定したものであります。

その料金改定から13年が経過しておりますが、その間事業内容の精査、職員数の削減、業務の民間委託等の合理化を積極的に進め、現行の水道料金を維持しつつ経営してきたところであります。

高鍋町水道事業は、地方公営企業法の適用を受け、独立採算制により経営しております。現行の水道料金、水道加入負担金を維持しつつ、毎年度わずかではあります。黒字を計上しております。

このようなことから、水道事業経営が合理的、能率的に運営されていると考えており、これからも経営の安定と各種事業の遂行のバランスをとりながら、安全安心の水道水供給に向けて最良のサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、近隣の各事業体の水道料金につきましては、上水道と簡易水道の違い、その設立年次、給水人口、上水処理方法、施設の更新といったさまざまな要因から算定されており、またそれらの要因により経営安定のための一般会計からの繰入を受けた事業体もあるため、当町の水道経営と比較することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。4点についてお伺いしたいと思います。

公有財産評価業務委託がありますが、評価をしてどのような効果が得られるのかお伺いします。

また、企画費について、どのような効果を期待しての提案なのでしょうか。道路改良については、あらゆる手だてを尽くしての道路改良、余儀なくされておりますけれども、社会資本整備の要綱ではどのような使い方ができる予算なのかお伺いします。

教育振興費について、問題を抱える子供の数は増加しているのか、例えば町内ではありませんが、ある学校では1クラス6人から10人近くの個々に違う問題を抱えて、家庭訪問など行うため先生方が疲労している、うつ状態に追い込まれているというお話を聞きました。

少人数学級であっても、これでは先生の対応は非常に難しいと思います。そこでお伺いしたいのですが、高鍋町ではこのような実態はないのでしょうか。また、家庭教育にかなりの問題がひそんでいるとの指摘もありますが、具体的にはどのような保護者教育を行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。関係の答弁にいたしまして、担当課長より詳細に答弁をいたさせます。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。不登校傾向等の問題を抱えてる子供の数でありますけれども、一昨年から多い状況にありまして、その中には保護者との連絡がとれないなどの、学校だけでは改善が難しい事例もありました。そこで、健康福祉課と連携してケース会議等も開いてきたところです。

平成21年度には、県の問題を抱える子供等の自立支援事業を活用しまして訪問支援員を配置し、家庭訪問や学校復帰への段階的な支援を行い、一定の効果を上げることができました。

しかし、まだ学校への復帰が途中であったり、夏休み以降の新たな不登校傾向の児童生徒への早期の対応など課題もありますので、今後引き続き問題を抱える子供等の自立支援事業の活用を図ってまいりたいと考えております。

また、家庭教育の問題につきましては、家庭教育学級や参観日の学級懇談会、あるいはPTA研修会等を通して機会のあるごとに、望ましい家庭教育のあり方について啓発を行っております。

また、個別には、先ほど申し上げました自立支援事業の訪問支援、あるいは現在設置しております適用指導教室の指導員等が個別の支援にも当たっております。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。公有財産業務委託について、どのような効果が得られるのかでございますけど、これは地方公共団体における行政改革のさらなる推進のた

めの指針、平成18年8月事務次官通達により、人口3万人未満の都市は5年後まで、23年度までに公共資産の公開をしなければなりませんので、公有財産について評価の委託をするものでございます。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、企画費の高鍋城灯籠まつりの補助金でございますが、今回は灯籠まつりとあわせて行われますまちの駅九州会議参加者の交流会場といたしまして、城堀に設置いたします堀床の設置費用が主なものとなります。

祭り会場に、県内や県外から訪れる参加者を呼び込むということを考えまして、灯籠まつりを広くアピールし、祭り会場への来場者の増加が図れると、また高鍋町のピーアールもできるものと考えております。

また、倉庫ブルペン建設工事と防球ネットテント購入についてですが、これを整備することによりまして、春季キャンプを行いやすい環境をつくることとなります。キャンプ誘致数の増加を期待しておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。社会資本整備事業の要綱についてでございます。これは、国土交通省所管の補助事業、例えば道路、下水、河川と個別にあった補助金を廃止し、社会資本整備事業として一本化されたものでございます。

道路事業につきましては、昨年の地域活力基盤創造交付金事業がこれに当たります。補助率としましては、従来どおりの55%でございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。今答弁の中でですね、灯籠まつりについてまちの駅というお話は聞いたんですが、今度も灯籠まつりのチラシ、案内チラシはできてますよね、できてますよね。ああポスターか、できてますよね。

その中には、口蹄疫の問題がちょっと書いてあったような気がするんですが、答弁の中に口蹄疫のことが一つも出てこなかったっていうことがちょっと気になるんですが、口蹄疫はどのような位置を占めて、そういった企画というのがされてきてるんでしょうか。

もう実行委員会も、1回か2回か多分そんなに何回かとは開かれてないと思いますけれども、その中ではあの文言を使うことによるあれかなというふうに私ちょっと気になったところなんです、それはどのようになってきてるんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。灯籠まつりの分については、例年福祉とかそういう目的でやるということですが、ことしにつきましては主旨の中に、口蹄疫の関係でほとんど児湯郡全域から牛、豚の家畜がいなくなったということなので、いつもともしびの松とか松明とかやりますけども、あの中でそういう部分についても鎮魂を込めてということで、広く知らしめることによって町内町外そういう関係者も訪れるんじゃないか

というようなことで、ことしにつきましてはその口蹄疫の復興へということの一つの柱、主旨の柱ですね、祭りの、に掲げるということで、それについて経費がどうのこうのということで特段計上はしておりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。口蹄疫の問題で、多分ね私はこういうふうを考えるんですね。口蹄疫では、全国の皆さんから義援金をいただきました。そして、住民の皆さんの中には、積極的に消毒作業に参加をしてくださった方もたくさんいらっしゃいます。そのようなことから考えたときに、できれば畜産農家の方がどっかで皆さんにおわびとお礼が言える場所をセッティングしていただけないかなと思うんです。

というのは、せっかく姉妹都市である米沢や朝倉のほうからも、串間のほうからも来ていただけたと思うんです。そちらのほうからも、たくさんの義援金をいただいたりお声をかけていただいたり、こういうときにこそ本当に姉妹都市の本領発揮と言わんばかりの本当にお世話になりましたといったところ、正直な話義援金というのは商工会議所とかそういうところにはお配りしてるわけではありません。畜産農家の皆さんに配付してる状況でいうことを考えたときに、どこかでしっかりとお礼を言う場所をセッティングしてあげないと、私たちはいけないんじゃないかなと思うんです。

祭りの実行委員会で、そのようなことは十分お考えになっていらっしゃると思いますけれども、私はこういう機会を得て、やっぱりその中でしっかりと畜産農家の皆さんにも大いに参加をしていただいて、そして交流を深めていただければ、これが口蹄疫終息宣言と同時に再開に向けて住民のしっかりとしたフォローをしていただけるような場所になるんじゃないかなというふうに私は考えるんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

また、これ実行委員会でされてることですので、そのことをできれば私は伝えていただきたいと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。確かに、口蹄疫の関係がいろいろ話には出ました。実行委員会が、実際上口蹄疫の関係でできてなかったというのが一つあります。

それで、ことしの祭りについても、あのまま口蹄疫が終息ができないということであれば、祭り自体をどうしなければならぬだろうかという時期にまで来てました。それで、どうにか終息ができるということになりまして、実行委員会を開催した時点で、これはそれこそそのときに、ことしについてはそういうことで、さっき申し上げましたとおり家畜の鎮魂を込めてということテーマの一つに入れてやろうという話は出たというところで

す。
ともしびの松等についても、お祈りというとあれですけど、皆さんこう松明上げるときにいろいろ鎮魂、自分の気持ちを込めて上げられますが、そのときにそういうことで畜産農家あたりも非常に来るんじゃないかというような話は出ましたが、直接的にその畜産農家までどうのこうのという話が出てないというのが実情といいますか、委員会自体を再

開した時点でもやれるかやれないか、そしてやるならもう例年ベースでできるだけやろうと、できるだけ人が来るような祭りにしようという話が出て、昨年並みということで、メンバーも昨年の方が大方残っていらっしゃるというのもあったものですから、一応そういうことで話には確かにそういう口蹄疫からの復興という話も出ておったんですが、それについてどうこうしましょうという話は現実的に出てないのが一つと、もしそういうのがあれば義援金をいただいている分をできたら手当したらという話も、そういうイベント的なところの話が出ればそういう話は当然出たのかなと思うんですが、ことしにつきましてはそういうことで時間的に厳しいものがある、今のところ手当とかできてませんが、そういう話につきましてはまた実行委員会がありますし、そういう御意見があったらそういう要望ていいますか、そういうことが出ましたよということは委員会の中で御報告申し上げたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。14時5分から再開をいたします。

午後1時58分休憩

午後2時05分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

次に、議案第44号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。後期高齢者支援金増加の算定基礎と、介護納付金減額の算定基礎をお答え願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。算定基礎に関する事務的なことでありますので、担当課長に答弁させます。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。お答えをいたします。後期高齢者支援金と介護納付金、これはいずれも社会保険診療報酬支払基金が算定をいたし、請求をするものでございます。

決定の流れといたしましては、社会保険診療報酬支払基金が前年の12月から1月にシミュレーションを行いまして、予算編成のための次年度概算額を市町村に通知をいたします。

そして、その後4月に確定した額の通知が行われるために、加入者1人当たりの負担額変動等によりまして支払額が増減するものでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号平成22年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号平成22年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと、13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。負担金減額の理由は何なんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。負担金の減額の理由でございますが、平成21年度決算に伴う財源調整をするものでございまして、歳入における各町負担金の減額及び繰越金の増額でございます。

これは、主な減額の理由といたしましては、介護認定審査会、年間96回実施をいたしますが、その委員が欠席をされた際の報酬の減額及び需用費等の減額が主なものでございます。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。計画策定に伴う調査はどのような内容なんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。計画策定に伴う調査についてでございますが、平成23年度に策定を予定をいたしております第5期高鍋町介護保険事業計画の重要な基礎資料として調査を実施するものでございます。

内容につきましては、無作為に抽出いたしました65歳以上の高齢者約1,000名にアンケートを依頼し、日常生活で生じる不便な点、それから物忘れの程度などを回答していただく内容になっております。

それから、介護医療住環境における設問によりまして、高齢者の状態像、それからニーズ、地域の課題などを的確に把握をいたしまして、第5期の介護保険事業計画に反映しようとするものでございます。

今後、10月以降に国のガイドラインが示されて、それに基づいて実施をするということと予定をいたしております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。認定第1号及び議案第43号につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び議案第43号につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りします。認定第2号から認定第10号までの9件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第10号までの9件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定をいたしました。

お諮りします。議案第44号から議案第49号までの6件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第49号までの6件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

なお委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定をいたしました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

これで本日は散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

この後特別委員会を実施しますのでお集まり願います。

午後 2 時15分散会
